

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和40年8月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月8日から同年8月1日まで

A株式会社には、昭和37年に入社し40年7月末まで勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。40年3月8日で資格喪失となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言から、申立人が昭和37年3月8日から40年7月31日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿には、事業所が被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出した際に、社会保険事務所において、当該届に受付順に付番していた「届受番」の記載が被保険者に各々記載され、申立人の届受番は*番と記載されている。当委員会において申立人の記録が記載されているページの前後57ページ（被保険者570人）のうち、昭和40年中に被保険者資格を喪失している52人について、届受番及び資格喪失日を確認したところ、申立人の資格喪失日は40年3月8日、同一の届受番の資格喪失者4人の資格喪失日は、40年6月21日（1人）、40年7月21日（2人）、40年8月1日（1人）となっているが、届受番が*番の16人の資格喪失日は40年1月1日から同年3月21日まで、*番の9人の資格喪失日は40年3月15日から同年5月21日まで、*番の4人の資格喪失日は40年8月1日であることが確認でき、仮に、申立人の資格喪失日が40年3月8日であった場合に

は、届受番*番若しくは*番として提出されているものと考えられるところ、*番として提出されていることは不自然である。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日が「昭和 37 年 3 月 8 日」、資格喪失日が「昭和 40 年 3 月 8 日」と上下段に並んで記載されており、社会保険事務所において、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日を記入する際に、上段に記載されていた資格取得日と見誤って、下段の資格喪失日の欄に「昭和 40 年 3 月 8 日」と誤って記載した可能性も否定できない。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の離職日は昭和 40 年 7 月 31 日となっていることを踏まえると、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は 40 年 8 月 1 日であったものと推認され、事業主が申立人の雇用保険の離職日を 40 年 7 月 31 日と届け出ているにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日を「昭和 40 年 3 月 8 日」と誤って届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 40 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月から48年11月まで

私は、昭和48年12月26日にA市町村役場で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、まとめて納付できると聞いていたので、銀行から5万円から6万円を引き出し、A市町村役場の窓口で納付した記憶がある。

領収書はもらわなかったが、未納とされるのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、まとめて納付できると聞いていたので、任意加入手続を行った昭和48年12月26日に、A市町村役場の窓口で5万円から6万円を納付した。」と主張するところ、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得し、結婚後の39年3月1日にいったん資格喪失した後、48年12月26日に資格を再取得（任意加入）したことが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、申立人は、申立期間の保険料を市町村役場窓口で納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているが、まとめて納付したとする時期（昭和48年12月26日）は特例納付期間ではなく、申立期間は未加入期間であることから、申立人は、特例納付又は過年度納付のいずれもできなかったものと推認される上、納付したとされる金額についても、申立期間の保険料を特例納付あるいは過年度納付した場合の金額とは相違している。

さらに、申立人が所持している昭和 48 年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書において、申立人が任意加入した時期である昭和 48 年 12 月分の現年度保険料の領収印は確認できるが、申立期間に含まれる同年 4 月から同年 11 月までの保険料の領収日付印欄には、納付が確認できる領収印は押されていない上、「納付不要」と押印されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から同年11月まで

65歳到達時と年金問題報道後の平成19年11月に、社会保険事務所に納付記録の調査を依頼したが、申立期間については、納付事実は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和43年2月に会社を退職し、A都道府県からB都道府県の実家に戻っていたときに、母から「(母と私の)二人分の国民年金保険料を一緒に納付している。」と聞いたことがあり、私としては、当時の母の話が正しいと考えている。社会保険事務所の回答には納得がいかないので、再度、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母から、母と二人分の保険料を一緒に納付していると聞いた。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成7年3月7日、資格取得は昭和39年3月31日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していないため、申立人の母親は、申立人に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとされる申立人の母親は、昭和45年1月から49年12月までの期間において、国民年

金（五年年金）に任意加入していたが、申立期間当時、国民年金に加入していた記録は無く、申立人の母親は、母親自身と申立人の国民年金保険料を一緒に納付することはできなかったものと推認される。

加えて、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、保険料の納付方法等は不明である上、当時同居していた申立人の義姉から聴取しても、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年7月まで

私は国民年金任意加入の手続も納付も自ら行ったことはないが、元の夫と同じA都道府県職員の妻であった友人数人から、「夫の職場で納めてもらっている。」というような話を聞いていた。後になってから、必ずしも納付しなくても良いということが分かり、やめたのを覚えている。元の夫からも、「お前の分を納めるのをやめたよ。」と言われた。職場で保険料を取りまとめていたのに、係長だった元の夫が未納としていたとは思えない。第三者委員会で調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A都道府県B部C課に勤務していた元夫が、私の任意加入の国民年金保険料を職場で納付していたはずである。」と主張しているが、A都道府県D部E課の元職員6人は、「職員の配偶者の任意加入の国民年金保険料を各課各係で集金し、被保険者本人に代わり納付する取扱いを行っていたとは考え難い。」と証言している上、昭和36年度にA都道府県B部C課F係に配属されていた元職員4人も、「課独自で給与からの控除又は保険料の集金は行っていなかった。」と証言している。

また、申立期間当時、配偶者が国民年金に任意加入し保険料が納付済みとなっているA都道府県B部C課の元職員2人は、「妻の保険料は、独自に納付したもので、職場との関連は無い。」と証言している。

さらに、申立人が氏名を挙げたA都道府県職員の配偶者9人について、国民年金保険料の納付状況を確認した結果、申立期間中に任意加入し保険料の納付が確認できた者は1人のみで、この者は、「保険料は自分で納付したものであり、夫の職場とは関係ない。」としており、残りの8人は昭

和 40 年代以降の加入が確認できるのみであった。

加えて、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付には関与しておらず、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

当時、私はA区に住んでおり、自宅を訪れていた女性の集金人に半年分か1年分をまとめて納付していた。申立期間①及び②の保険料については、前年度分と併せて2年分を納付した記憶がある。保険料を納付した後は、必ず領収書をくれた。納付した金額についてははっきりとした記憶は無いが、集金人と子供の話をしたことをよく覚えている。

当時受け取った領収証等は紛失したが、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、「女性の集金人に前年度の保険料と併せて2年分を支払った記憶がある。保険料納付後は、領収証をもらった。」と主張しているが、A区では、「申立期間①当時は、印紙検認方式により保険料を徴収しており、領収証を発行することはなかった。申立期間②当時は、保険料の徴収方法が納付書方式に移行しており、集金人による保険料の徴収は行っていなかった。」と回答しており、申立人の主張とは相違している。

また、申立人は、「当時、夫婦一緒に保険料を納めた記憶は無い。」としているが、社会保険事務所の記録では、申立人の国民年金手帳は昭和40年10月30日にその夫とともに交付され、納付済みとされている期間のうち、納付時期が確認できる期間の納付年月日を見ると、昭和40年度分の保険料は昭和40年11月2日、昭和41年度分の保険料は昭和41年5

月 2 日、昭和 47 年度及び 48 年度分の保険料は昭和 48 年 4 月 24 日に夫婦とも同一日に一括して納付されていることが確認でき、申立期間①及び②については、その夫も申立人と同様に未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②は計 48 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 1 月 23 日まで
私は、A 株式会社の代表取締役として勤務し、厚生年金保険に加入していた。平成 13 年 12 月分の厚生年金保険料を納付できない旨連絡した際に、社会保険事務所の職員から、「当該月の 1 か月分は払ったことにしておきます。」と言われたが、それまでの分は口座振替できちんと納めていたので、標準報酬月額が 6 か月もさかのぼって減額されたのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A 株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により確認できる。

また、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 1 月 23 日）付けで、平成 13 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理（事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円を 13 万 4,000 円に訂正）が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「平成 13 年 12 月分の厚生年金保険料を納付できない旨連絡した際に、社会保険事務所の職員から、当該月の 1 か月分は払ったことにしておきますと言われたが、それまでの分は口座振替できちんと納めていたので、標準報酬月額が 6 か月もさかのぼって減額されたのは納得できない。」、「標準報酬月額の減額について説明を受け同意したことは無い。」と述べているが、減額処理がされた平成 14 年 1 月 23 日時点では、

同社には申立人以外は在籍しておらず、社会保険事務所には申立期間当時のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届の控（事業主氏名記載、社印押印）が保管されており、申立人は、A株式会社の代表取締役として、同社の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届を行ったものと認められ、同日付けで行われている申立期間に係る自らの標準報酬月額への減額処理についても関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A株式会社の代表取締役である申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年8月1日まで
昭和 63 年9月から、有限会社Aの開業準備のため、当時の社長に雇われていたが、開業許可がなかなか下りなかったため、社長に社会保険加入をお願いした。開業準備を一緒に行っていた同僚には、別の事業所での厚生年金保険加入記録があり、私には記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、開業準備中の有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年8月1日であり、申立期間当時は適用事業所となる前の期間であったことが確認できる。

また、申立人は、「開業準備を一緒に行っていた同僚が有限会社Aから給与の支給を受けながら、別の事業所において厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、同僚が被保険者資格を取得していたとする別の事業所の事業主及び有限会社Aの当時の事業主は既に死亡しており、当該同僚が別の事業所において厚生年金保険に加入していたとする経緯や保険料控除の事実等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、有限会社Aの社長から給与を支給されていたことを認めており、同時期において、勤務実態が無い別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得することはできないものと考えられる。

このほか、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧^{あいまい}である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、平成 7 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したときから、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、実際の報酬に見合ったものとはなっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、有限会社Aの取締役社長として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により確認できる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 7 月 1 日）の後の平成 14 年 7 月 10 日付けで、7 年 12 月から 14 年 5 月までの 78 か月間の標準報酬月額について、遡及した減額処理が行われていることが社会保険庁の記録により確認できる。

一方、申立人は、「標準報酬月額の減額については、以前から社会保険事務所から指導を受けており、会社が適用事業所でなくなる当時、呼出しを受けて出向き、標準報酬月額の訂正についての説明を受けた記憶がある。」、「社会保険料の滞納があったことからやむを得ないと思った。」と述べていることから、申立人は、同社の取締役社長として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役社長として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 16 日から 47 年 3 月 16 日まで
当時、私は国民年金に加入し、毎年 10 月に 1 年分の保険料を前納していたが、社会保険事務所によれば、申立期間の国民年金保険料については、還付済みとなっていると言われた。

申立期間当時は、株式会社Aに季節労働者として働きに行っており、同社で厚生年金保険に加入していたため、国民年金保険料が還付されたのだと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が昭和 46 年 11 月 11 日から 47 年 3 月 15 日までの期間において、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社Bでは、「厚生年金保険加入者の記録を記載している社会保険台帳を確認したが、申立人の加入記録は確認できなかった。季節労働者は、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している上、同社で季節労働者として勤務していた8人（申立人が記憶している同僚二人を含む。）についても、雇用保険の加入記録はあるものの、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、雇用保険の記録及び同社が保管している失業保険被保険者台帳の記録から、申立人は申立期間以外に5回（昭和 41 年 11 月 25 日から 42 年 2 月 28 日までの期間、45 年 1 月 7 日から同年 3 月 31 日までの期間、45 年 11 月 11 日から 46 年 3 月 31 日までの期間、47 年 11 月 10 日から 48 年 3 月 20 日までの期間及び 49 年 11 月 19 日から 50 年 1 月 13 日までの期

間)、同社に季節労働者として勤務していたことが確認できるが、5回とも厚生年金保険に加入した記録は無い上、いずれの期間も国民年金に加入し、保険料も納付済みとされている。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社Aの厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の加入記録は無く、申立期間において整理番号に欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。